

( 4 ) 高齢者・障害者対応建築物に係る税制上の特例措置の延長及び拡充

( 所得税・法人税・事業所税 )

○内 容

ハートビル法の改正に伴い、ハートビル法に基づく認定建築物（床面積2000㎡以上で誘導的基準に対応）について、以下の特例措置を講ずる。

1. 所得税・法人税

5 年間 1 0 % の割増償却制度の拡充

・ 認定建築物の新築に加えて、増改築を対象に追加

2. 事業所税

新增設分の非課税措置の 2 年延長（平成 1 6 年 3 月 3 1 日まで）

